

盛岡市犯罪被害者等支援 ハンドブック

令和8年2月

もう一人で悩まない



盛岡市広報キャラクター「モリィ」

盛岡市市民部くらしの安全課
(相談電話：019-601-2061)

盛岡市犯罪被害者等支援 ハンドブック

このハンドブックは、犯罪被害に遭われた方、その家族、代理人等の支援の流れや総合支援窓口、見舞金についてお知らせするほか、利用することが多いと思われる盛岡市の既存の行政サービス等を中心にお知らせします。

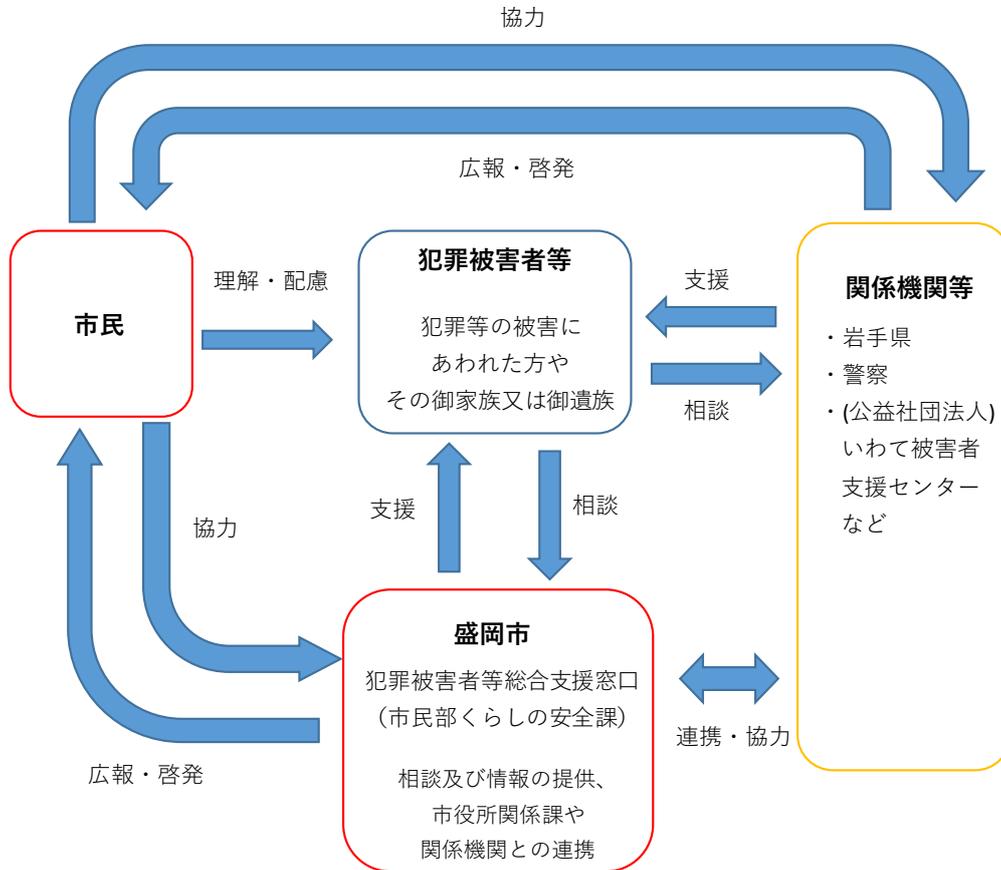
【目 次】

1	犯罪被害者等支援の流れ	2
2	犯罪被害者等総合支援窓口	3
3	盛岡市犯罪被害者等見舞金	3
4	各種窓口	
(1)	こころの健康	4
(2)	DV・性被害	4
(3)	住まい	4
(4)	子育て	5
(5)	生活困窮	10
(6)	国民健康保険	11
(7)	後期高齢者医療保険	12
(8)	高齢者	12
(9)	障がい	14
(10)	年金	16
(11)	税金	17
(12)	住所変更等	18
(13)	日常生活	18



1 犯罪被害者等支援の流れ

犯罪等に巻き込まれた被害者や、その家族又は遺族が再び平穏な生活を取り戻すために、住民の日常生活を支えるため、盛岡市と関係機関等が連携して犯罪被害者等の支援を行います。



相談窓口	名称	電話番号
盛岡市犯罪被害者等総合支援窓口	盛岡市市民部くらしの安全課	019-601-2061
犯罪被害相談	岩手県警察県民課被害者支援室	019-653-0110
	公益社団法人 いわて被害者支援センター	019-621-3751
性犯罪被害相談	岩手県警察性犯罪被害相談電話	#8103 又は 0120-797-874
	はまなすサポートライン (岩手県性犯罪・性暴力被害者支援)	#8891 又は 019-601-3026
岩手県犯罪被害者等相談窓口	岩手県復興防災部消防安全課 (県民安全担当)	019-629-6871 019-629-5266

2 犯罪被害者等総合支援窓口（相談時間：平日9時から16時）

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切におつなぎいたします。

面接による相談となりますので、事前に電話での予約をお願いいたします。

3 盛岡市犯罪被害者等見舞金

殺人や傷害など故意の犯罪行為により亡くなられた方の御遺族や重傷病を負われた方の経済的負担の軽減を目的とした見舞金です。概要は次のとおりですが、詳細はお問い合わせください。

見舞金の種類	金額	対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなられた方の御遺族 ※1
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病を負われた方 ※2

※1 配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※2 療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上入院（精神疾患の場合は、通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された方

対象となる犯罪	人の生命又は身体を害する罪に当たる行為 ・日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた犯罪行為 ※正当行為、正当防衛及び過失による行為を除く
住所要件	犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、盛岡市内に住所を有する被害者又は御遺族
支給の制限	御遺族や犯罪被害に遭われた方が以下に該当する場合は、支給対象外となります。 ・他の地方公共団体から見舞金と同種の支給を受けているとき ・加害者と親族関係（事実婚関係等を含む）にあったとき ※特段の理由がある場合を除く ・犯罪行為を誘発したときや、その責めに帰すべき行為があったとき ・暴力団員や暴力団関係者であったとき ・その他の事情から判断し、社会通念上適切でないと認められるとき
申請期限	犯罪被害の発生を知った日から2年以内又は犯罪被害が発生してから7年以内 ※令和7年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象

お問い合わせ先

市民部くらしの安全課地域安全係 犯罪被害者等総合支援窓口
電話：019-601-2061 盛岡市役所本庁舎本館6階（盛岡市内丸12-2）

4 各種窓口

(1) こころの健康

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
こころの健康相談 (保健師等による相談)	本人や家族のこころの悩みの相談に、保健師等による電話・面接(要予約)相談を行っております。	盛岡市保健所健康増進課 こころの健康担当 (保健所6階:神明町3-29) 電話:019-603-8309
こころの健康相談 (精神科医師による相談)	こころの問題や悩みを抱えている方、心配している家族等を対象として、精神科医師による面接相談を月1回定期開催しております。受診に向けての相談や助言等を行います。事前の予約が必要です。	盛岡市保健所健康増進課 こころの健康担当 (保健所6階:神明町3-29) 電話:019-603-8309

(2) DV・性被害

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
DV相談	夫婦や家族、恋人の間の暴力に関する悩みや困りごとの相談を行っております。	こども家庭センター青少年女性担当 (保健所1階:神明町3-29) 電話:019-613-7521
DV・性被害に関する相談	DVや性被害に関する相談をお受けします。	もりおか女性センター (おでって5階:中ノ橋通一丁目1-10) 電話:019-604-3304
予期せぬ妊娠等	予期しない妊娠や望まない妊娠等で悩んでいる方の相談をお受けします。	母子健康課 (保健所2階:神明町3-29) 電話:019-603-8303

(3) 住まい

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
市営住宅	犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等について市営住宅への優先入居の取扱いをします。	市営住宅指定管理センター (中ノ橋通一丁目4-22 106ビル 905号室) 電話:019-622-7030 建築住宅課住宅係 (本庁舎別館8階:内丸12-2) 電話:019-626-7533

(4) 子育て

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
妊娠や出産、子育て、女性の健康に関すること等	妊娠・出産・育児等について、助産師と保健師が相談に応じます。	母子健康課 (ママの安心テレホン) 専用電話：019-654-0851
子育ての悩み相談	18歳未満のこどもの子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	こども家庭センターおやこ支援担当 (保健所2階：神明町3-29) 電話：019-601-2414
青少年や女性に関する相談	おおむね40歳までの青少年に関する相談や、女性からの相談をお受けします。	こども家庭センター青少年女性担当 (保健所1階：神明町3-29) 電話：019-613-7521
こども相談	学校のことや友人のこと、家庭のことなど学校にも親にも相談できないこどもの抱える悩みについて、こどもの思いに寄り添って、一緒に解決策を考える相談窓口です。	こども家庭センターこども相談室 (保健所1階：神明町3-29) フリーダイヤル：0120-087440 (おはなししよう)
学校生活に関する相談	小・中学生の学校生活に関する相談をお受けします。	教育研究所 教育相談室 (本庁舎本館5階：内丸12-2) 電話：019-651-7830
ショートステイ	保護者が病気や仕事などの理由で、家庭でのこどもの養育が一時的に困難になった場合に預かります。	こども家庭センターおやこ支援担当 (保健所2階：神明町3-29) 電話：019-601-2414
トワイライトステイ	保護者が仕事などの理由で夜間に不在となり、家庭でのこどもの養育が一時的に困難になった場合に預かります。	こども家庭センターおやこ支援担当 (保健所2階：神明町3-29) 電話：019-601-2414
休日預かり	保護者が仕事などの理由で休日に不在となり、家庭でのこどもの養育が一時的に困難になった場合に預かります。	こども家庭センターおやこ支援担当 (保健所2階：神明町3-29) 電話：019-601-2414

(4) 子育て（つづき）

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
一時預かり	保育施設等に入所していないこどもが利用できます。仕事や病気、冠婚葬祭などで、保護者が一時的に家庭で就学前のこどもを保育できない場合に、こどもを保育します。	各一時預かり実施施設 ・一時預かり実施施設一覧（下表） 子育てあんしん課 （保健所 1 階：神明町 3-29） 電話：019-613-8347
休日保育	日曜、祝日に、就労等の理由により、保護者がこどもを家庭で保育できない場合に、こどもを保育します。	各休日保育実施施設 ・休日保育実施施設一覧（下表） 子育てあんしん課 （保健所 1 階：神明町 3-29） 電話：019-613-8347
子育て相談	市内 8 か所ある地域子育て支援センターにおいて、子育てに関して専門的な知識を持つスタッフが相談に乗ったり、講座を開催したり、子育て 情報の提供をしています。	各保育園地域子育て支援センター ・地域子育て支援センター一覧（下表） 子育てあんしん課 （保健所 1 階：神明町 3-29） 電話：019-613-8347
保育園開放・食事等の相談	公立保育園 7 園では、毎月第 2、第 4 火曜日に保育園を開放したり、年に 2 回保育園給食の試食や食事についての相談に応じたりしています。	各公立保育園 ・公立保育園一覧（下表） 子育てあんしん課 （保健所 1 階：神明町 3-29） 電話：019-613-8347

一時預かり実施施設一覧

一時預かり実施施設名	住所	電話番号
愛育園	西松園二丁目 8-1	019-661-0362
かがの保育園	加賀野四丁目 18-60	019-652-0140
青山保育園	青山二丁目 6-18	019-646-4605
前潟保育園	上厨川字杉原 55	019-601-1788
下太田保育園	下太田榊 14-21	019-658-0078
青空こども園	平賀新田字高柳 1-1	019-648-1900
みどりこども園	下飯岡 2 地割 319-1	019-614-0007
よつばこども園	本宮一丁目 17-18	019-636-1100
アイリス保育園	西見前 19 地割 44-24	019-639-2150
MH ナーサリー	盛岡駅前通 8-12	019-604-6776

(4) 子育て(つづき)

一時預かり実施施設一覧(つづき)

一時預かり実施施設名	住所	電話番号
聖光こども園	長田町 17-8	019-622-6518
なかのこども園	東安庭一丁目 13-35	019-624-0351
東山りんごこども園	東山一丁目 15-1	019-652-4605
津志田こども園	三本柳 4 地割 16-1	019-601-4977
好摩保育所	好摩字野中 69-112	019-682-0620
なでしここども園	上堂一丁目 10-23	019-648-6222
ぎんがの里保育園	本宮字林崎 1-2	019-656-3800
おおぞら村一番地こども園	津志田西一丁目 17-60	019-613-3344
東見前保育園	東見前 5 地割 102	019-638-8125
きたくり保育園	厨川一丁目 7-1	019-641-4330

休日保育実施施設一覧

保育実施施設名	住所	電話番号
東山りんごこども園	東山一丁目 15-1	019-652-4605
津志田こども園	三本柳 4 地割 16-1	019-601-4977
本宮保育園	本宮 4 丁目 38-10	019-636-1446
MH ナーサリー	盛岡駅前通 8-12	019-604-6776

子育て支援センター一覧

子育て支援センター名	住所	電話番号
みたけ保育園地域子育て支援センター	青山三丁目 14-5	019-646-6420
とりょう保育園地域子育て支援センター	肴町 2-8	019-651-8580
好摩保育所地域子育て支援センター	好摩野中 69-112	019-682-2333
愛育園地域子育て支援センター	西松園二丁目 8-1	019-661-0678
前潟保育園地域子育て支援センター	上厨川字杉原 55	019-601-1790
なかのこども園地域子育て支援センター	東安庭一丁目 13-35	019-681-0811
飯岡こども園地域子育て支援センター	下飯岡 8 地割 99	019-613-2611
津志田こども園地域子育て支援センター	三本柳 4 地割 16-1	019-656-9134

公立保育園一覧

保育園名	住所	電話番号
くりやがわ保育園	新田町 9-33	019-625-2676
太田保育園	上太田松ノ木 84-3	019-659-0738
あべたて保育園	安倍館町 14-40	019-647-0022

(4) 子育て（つづき）

公立保育園一覧（つづき）

保育園名	住所	電話番号
とりょう保育園	肴町 2-8	019-624-4103
さくらがおか保育園	山岸三丁目 20-1	019-661-1131
見前保育園	三本柳 10-4-2	019-638-0559
乙部保育園	乙部 29-67-2	019-696-2662

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
妊産婦医療費の給付	妊娠5カ月又は8カ月から出産した月の翌月末までの医療費の一部負担金の全額又は一部を助成します。所得により助成期間が異なります。	医療助成年金課 医療助成係 (本庁舎本館2階：内丸12-2) 電話：019-626-7528 ※下記窓口でも手続きできます 保健所2階 母子健康手帳交付窓口 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
乳幼児医療費の給付	0歳から小学校入学前までのお子様の医療費の一部負担金の全額を助成します。	医療助成年金課 医療助成係 (本庁舎本館2階：内丸12-2) 電話：019-626-7528 ※下記窓口でも手続きできます 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
小学生医療費の給付	小学生のお子様の医療費の一部負担金の全額又は一部を助成します。	医療助成年金課 医療助成係 (本庁舎本館2階：内丸12-2) 電話：019-626-7528 ※下記窓口でも手続きできます 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
中学生医療費の給付	中学生のお子様の医療費の一部負担金の全額又は一部を助成します。	医療助成年金課 医療助成係 (本庁舎本館2階：内丸12-2) 電話：019-626-7528 ※下記窓口でも手続きできます 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課

(4) 子育て (つづき)

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
高校生等医療費の給付	高校生相当年齢のお子様の医療費の一部負担金の全額又は一部を助成します。	医療助成年金課 医療助成係 (本庁舎本館 2階：内丸 12-2) 電話：019-626-7528 ※下記窓口でも手続きできます 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
ひとり親家庭等医療費の給付	ひとり親家庭等の医療費の一部負担金の全額又は一部を助成します。児童扶養手当に準じた所得制限があります。	医療助成年金課 医療助成係 (本庁舎本館 2階：内丸 12-2) 電話：019-626-7528 ※下記窓口でも手続きできます 子ども青少年課 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、寡婦及び父子家庭が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病等の事由により、一時的に保育サービス等が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。	子ども青少年課 (保健所 4階：神明町 3-29) 電話：019-613-8354
就学援助	経済的理由で就学が困難と認められる小・中学生の保護者に、給食費や修学旅行費などの費用の一部を援助します。	学務教職員課学事助成係 (都南分庁舎 3階：津志田 14-37-2) 電話：019-639-9044
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭や父子家庭、寡婦家庭の生活の安定と経済的な援助のために、各種の資金を無利子または低利子で貸し付ける制度があります。	子ども青少年課 (保健所 4階：神明町 3-29) 電話：019-613-8354
児童手当	高校生年代までの児童(18歳到達日以後最初の3月31日までの間にある児童)を養育している人が受給できます。児童の養育者が盛岡市に住民登録をしていること(国籍は関係ありません。)	子ども青少年課 (保健所 4階：神明町 3-29) 電話：019-613-8354

(4) 子育て（つづき）

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
児童扶養手当	父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。	子ども青少年課 (保健所 4階：神明町 3-29) 電話：019-613-8354

(5) 生活困窮

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
生活保護	生活保護は、国が生活に困っている方に対して、その困っている程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自分の力で生活の立て直しができるよう援助することを目的としており、憲法で保障された国民の権利です。	生活福祉第一課・第二課 (内丸分庁舎 3階：内丸 3-46) 電話：019-626-7510
生活困窮者自立支援	生活保護受給者以外の生活に困っている人を対象に、仕事やお金、健康などの相談に応じ、必要な支援につなげます。	盛岡市くらしの相談支援室 (内丸分庁舎 2階：内丸 3-46) 電話：019-626-1215 (9時30分～16時30分)
生活福祉資金貸付制度	他の貸付制度が利用できない、収入の少ない世帯や、障がい者世帯、高齢者世帯へ、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。 ※この貸付制度を利用する場合は、市町村社会福祉協議会や民生委員により、貸付相談から返済完了まで世帯の自立に向けた継続した支援がおこなわれます。	市社会福祉協議会 生活支援課 (盛岡市総合福祉センター 1階：若園町 2-2) 電話：019-651-1001 (貸付相談専用ダイヤル)

(6) 国民健康保険

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
高額療養費の支給	同じ月に医療機関へ支払った一部負担金が年齢や所得等により決まっている負担限度額を超えた場合、申請により、高額療養費として、払い戻されます。	健康保険課 給付係 (本庁舎別館1階：内丸12-2) 電話：019-613-8436 ※下記窓口でも手続きできます。 都南総合支所税務福祉係 玉山総合事務所住民福祉課
国民健康保険一部負担金助成	収入が少ないため、一部負担金を支払うことで生活の維持が困難になる場合で、助成の基準に該当する場合に、申請により1年度につき4回まで一部負担金が還付されます。	健康保険課 給付係 (本庁舎別館1階：内丸12-2) 電話：019-613-8436
国民健康保険一部負担金の減免	災害や失業などの特別な理由により、一時的に著しく収入が減少し、一部負担金の支払いが困難で、減免などの基準に該当する場合に、申請により一部負担金の免除、減額または徴収の猶予が受けられます。	健康保険課 給付係 (本庁舎別館1階：内丸12-2) 電話：019-613-8436
国民健康保険税の減免	災害そのほか特別の事情で保険税の支払が困難な人は、申請により保険税の減免または徴収の猶予を受けられることがあります。	健康保険課 受付賦課係 (本庁舎別館1階：内丸12-2) 電話：019-613-8437
葬祭費の給付	国保加入者がお亡くなりになったとき、喪主に葬祭費として3万円が支払われます。	健康保険課 給付係 (本庁舎別館1階：内丸12-2) 電話：019-613-8436 ※下記窓口でも手続きできます。 都南総合支所税務福祉係 玉山総合事務所住民福祉課 青山、太田、築川の各支所

(7) 後期高齢者医療保険

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
高額療養費の支給	1カ月の医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。	健康保険課 高齢者医療係 (本庁舎別館1階：内丸12-2) 電話：019-613-8439 ※下記窓口でも手続きできます。 都南総合支所税務福祉係 玉山総合事務所住民福祉課
後期高齢者医療保険料の減免	災害そのほか特別の事情で保険料の支払が困難な人は、申請により保険料の減免または徴収の猶予を受けられることがあります。	健康保険課 高齢者医療係 (本庁舎別館1階：内丸12-2) 電話：019-613-8439
葬祭費の給付	後期高齢者医療の加入者がお亡くなりになったとき、喪主に葬祭費として3万円が支払われます。	健康保険課 高齢者医療係 (本庁舎別館1階：内丸12-2) 電話：019-613-8439 ※下記窓口でも手続きできます。 都南総合支所税務福祉係 玉山総合事務所住民福祉課

(8) 高齢者

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
介護保険料徴収 猶予・減免	災害そのほか特別の事情で保険料の支払が困難な人は、申請により介護保険料の徴収猶予・減額・免除を受けられることがあります。	介護保険課 受付相談係 (本庁舎別館5階：内丸12-2) 電話：019-626-7561)
介護保険利用者負担額の減免・免除	介護保険の利用者負担額の減額・免除を受けられることがあります。	介護保険課 受付相談係 (本庁舎別館5階：内丸12-2) 電話：019-626-7561)
権利擁護、虐待防止	高齢者の権利擁護、虐待防止に関する相談をお受けします。	長寿社会課 権利擁護係 (本庁舎本館5階：内丸12-2) 電話：019-601-2063

(8) 高齢者（つづき）

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
成年後見制度	成年後見制度に関する相談をお受けします。	長寿社会課 権利擁護係 (本庁舎本館5階：内丸12-2) 電話：019-601-2063 盛岡広域成年後見センター (大通一丁目1番16号) 電話：019-626-6112
介護や在宅生活の相談	市内にある各地域包括支援センターで高齢者等の介護や在宅生活に関する相談をお受けします。	各地域包括支援センター ・介護支援センター（下表） 長寿社会課 地域ケア係 (本庁舎本館5階：内丸12-2) 電話：019-613-8144

地域包括支援センター一覧

事業所名	住所	電話番号	ファクス番号	担当地区
盛岡駅西口地域 包括支援センター	盛岡駅西通一丁目2-2	019-606-3361	019-606-3362	西厨川・桜城
仁王・上田地域 包括支援センター	高松二丁目6-39 アーバンレジデンス102号	019-661-9700	019-661-9701	仁王・上田
浅岸和敬荘地域 包括支援センター	浅岸三丁目23-50	019-622-1711	019-622-1722	米内・山岸
松園・緑が丘地域 包括支援センター	西松園二丁目5-1	019-663-8181	019-663-8886	松園
五月園地域 包括支援センター	東山二丁目5-19	019-613-6161	019-601-6627	築川・中野
青山和敬荘地域 包括支援センター	南青山町13-30	019-648-8622	019-648-1414	青山・東厨川
みたけ・北厨川地域 包括支援センター	月が丘三丁目7-5	019-648-8834	019-641-9900	みたけ ・北厨川
イーハトーブ地域 包括支援センター	本宮一丁目6-48	019-636-3720	019-635-5796	本宮・仙北
地域包括支援センター 川久保	津志田26-30-1	019-635-1682	019-635-1430	見前・津志田
飯岡・永井地域 包括支援センター	永井19-37-5	019-656-7710	019-656-7719	永井
玉山地域 包括支援センター	好摩字夏間木70-190	019-682-0088	019-682-2888	巻堀・好摩

介護支援センター一覧

事業所名	住所	電話番号	ファクス番号	担当地区
ケアガーデン高松 公園 介護支援センター	上田字毛無森 2-7	019-665-2175	019-661-8260	緑が丘
ヴィラ加賀野 介護支援センター	加賀野三丁目 1-6	019-651-5723	019-626-5377	城南・加賀野
城南 介護支援センター	神明町 8-4	019-621-1215	019-624-0055	杜陵・城南・ 大慈寺
おでんせ 介護支援センター	上厨川字横長根 76-1	019-648-0621	019-648-0620	土淵
千年苑 介護支援センター	上太田穴口 53	019-658-1190	019-658-1192	繫・太田
都南あけぼの荘 介護支援センター	湯沢 4-25-1	019-639-2528	019-632-9100	飯岡
希望の里 介護支援センター	乙部 5-41-1	019-696-4386	019-696-4399	乙部
秀峰苑 介護支援センター	下田字石羽根 99-901	019-669-5101	019-669-5103	洪民・玉山・ 藪川

(9) 障がい

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
障がいに関する 相談	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児及び難病患者等の窓口として、障がい手帳交付や各種障がい関係手当、日常生活・施設入所などの相談に応じています。	障がい福祉課 (本庁舎 5階：内丸 12-2) [身体障害者手帳・各種手当] 自立支援係 電話：019-613-8346 [精神障害者保健福祉手帳] 給付係 電話：019-613-7943 [障がい福祉サービス] 相談認定係 電話：019-626-7508
障がい者虐待防止 相談窓口	障がい者の虐待に関する通報、支援などの相談に応じます。	障がい福祉課 相談認定係 (本庁舎 5階：内丸 12-2) 電話：019-626-7508

(9) 障がい (つづき)

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
特別障害者手当・ 障害児福祉手当	日常生活において常時特別な介護が必要な障がいがある人に対して支給される手当です。	障がい福祉課 自立支援係 (本庁舎本館5階：内丸12-2) 電話：019-613-8346
精神通院医療 の給付	精神・神経疾患で通院治療が必要な方に対して、通院医療費を公費で助成されます。	障がい福祉課 給付係 (本庁舎5階：内丸12-2) 電話：019-613-7943
重度心身障がい者 医療費の給付	<p>重度の障がいをお持ちの人（下記参照）の医療費の一部負担金の全額又は一部を助成します。所得制限はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級、2級をお持ちの人 ・特別児童扶養手当1級に該当する人 ・国民年金法の規定する障害基礎年金1級に該当する人（特別障害給付金の受給者で障害の程度が障害基礎年金1級相当に該当する人を含む。） ・療育手帳Aをお持ちの人 ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人 	<p>医療助成年金課 医療助成係 (本庁舎2階：内丸12-2) 電話 019-626-7528</p> <p>※下記窓口でも手続きできます</p> <p>都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課 本庁舎5階 障がい福祉課</p>
中度身体障がい者 医療費の給付	身体障害者手帳（3級又は4級）をお持ちの人の医療費の一部負担金の全額又は一部を助成します。所得制限があります。	<p>医療助成年金課 医療助成係 (本庁舎2階：内丸12-2) 電話 019-626-7528</p> <p>※下記窓口でも手続きできます</p> <p>都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課 本庁舎5階 障がい福祉課</p>

(10) 年金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
国民年金保険料の免除・納付猶予など	<p>経済的な事情などで保険料の納付が困難な場合は、申請・届出をすることで保険料の納付が免除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年所得が低い方、失業した方、被災した方など ・大学や専門学校などに就学する学生 ・生活保護（生活扶助）の受給者、障害年金1級・2級の受給者など ・産前産後期間に国民年金第1号被保険者期間がある方 	<p>医療助成年金課 年金係 （本庁舎本館2階：内丸12-2） 電話：019-626-7529</p> <p>※下記窓口でも手続きできます</p> <p>都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課</p> <p>又は</p> <p>日本年金機構 盛岡年金事務所 電話：019-623-6211</p>
障害基礎年金	<p>病気やけががもとで、障がいの状態になった場合で、支給要件を満たしたときは、障害基礎年金を請求することができます。</p>	<p>医療助成年金課 年金係 （本庁舎本館2階：内丸12-2） 電話：019-626-7529</p> <p>又は</p> <p>日本年金機構 盛岡年金事務所 電話：019-623-6211</p>
遺族基礎年金	<p>国民年金に加入している人や、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人などが死亡したとき、その人によって生計が維持されていた子のある配偶者または子(胎児を含む。)に支給されます。</p>	<p>医療助成年金課 年金係 （本庁舎本館2階：内丸12-2） 電話：019-626-7529</p> <p>又は</p> <p>日本年金機構 盛岡年金事務所 電話：019-623-6211</p>
寡婦年金	<p>第1号被保険者(任意加入被保険者を含む。)としての保険料の納付済期間と免除期間を合わせて、10年以上ある夫が死亡したときに、要件を満たす妻に、60歳から65歳になるまでの間支給されます。</p>	<p>医療助成年金課 年金係 （本庁舎2階：内丸12-2） 電話：019-626-7529</p> <p>又は</p> <p>日本年金機構 盛岡年金事務所 電話：019-623-6211</p>

(10) 年金 (つづき)

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
死亡一時金	国民年金保険料を3年以上納付した人が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないで死亡したときなどに、生計を同一にしていた遺族に支給されます。	医療助成年金課 年金係 (本庁舎本館2階：内丸12-2) 電話：019-626-7529 ※下記窓口でも手続きできます 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課 又は 日本年金機構 盛岡年金事務所 電話：019-623-6211

(11) 税金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
市税の納税の猶予の相談	一定の要件に該当し、そのことが理由で市税を納期限までに納付できないと認められる場合、申請することで徴収の猶予が認められる場合があります。	納税課 (本庁舎別館2階：内丸12-2) 電話：019-613-8462 019-613-8463
市・県民税の減免	予測できない理由により収入が減少したことで生活が困窮し、市県民税等の納付が著しく困難となった場合には、申請時点で納期が過ぎている税額について、申請に基づき減額や免除を受けられることがあります。	市民税課 市民税第二・第三係 (本庁舎本館2階：内丸12-2) 電話：019-613-8497 019-613-8498
固定資産税 ・都市計画税の減免	犯罪被害者が所有する固定資産に被害を受けた場合や、犯罪被害により生活が困窮し、生活保護を受給することとなった場合は、市税条例に基づき固定資産税及び都市計画税の減免を受けられることがあります。	資産税課 (本庁舎別館6階：内丸12-2) 電話：019-626-7530

(1 2) 住所変更等

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
住所の変更等	住民票、マイナンバーカードの住所等の変更についてお取り扱いします。	市民登録課登録係 (本庁舎本館 1 階：内丸 12-2) 電話：019-613-8309 都南総合支所市民係 玉山総合事務所住民福祉課 青山、太田、築川の各支所
住民基本台帳事務における支援措置	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準じる行為の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方について、住民票の写し等の交付制限及び閲覧制限を行います。	市民登録課 (本庁舎本館 1 階：内丸 12-2) 電話：019-613-8307
身近な方がお亡くなりになったとき	予約をして利用 亡くなられた後の市役所での手続きを一か所で行うことができます。(内容により、各担当窓口での手続きが必要な場合があります) 予約をしないで利用 必要な手続きの選別のお手伝いをさせていただきます。その後、各担当窓口で手続きをしていただきます。	おくやみコーナー 予約電話番号：019-613-8312 (市民登録課 戸籍係直通) (本庁舎本館 1 階：内丸 12-2)

(1 3) 日常生活

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
生活全般の困りごと相談	どこに相談していいかわからない困りごとの相談を受け付け、様々な分野の専門家などが連携し、必要な支援をコーディネートする福祉相談のワンストップ窓口です。	まるごとよりそいネットワークもりおか (市社会福祉協議会：若園町 2-2 盛岡市総合福祉センター内) 電話：019-651-1000
消費者生活相談	契約のトラブル、悪質商法など、消費生活に関する相談に応じます。	盛岡市消費生活センター (盛岡市内丸 3-46 内丸分庁舎 4 階) 相談専用電話：188 (全国共通、消費者ホットライン) または 019-624-4111 (9 時～16 時)

盛岡市犯罪被害者等支援ハンドブック

令和8年2月

盛岡市くらしの安全課

〒020-8530 盛岡市内丸12-2

TEL 019-601-2061(相談ダイヤル)

TEL 019-603-8008(課直通)

FAX 019-622-6211

Email kurasi@city.morioka.iwate.jp